

山口県報

令和7年
12月16日
(火曜日)

三 指定の日
令和7年12月1日

山口県告示第三百八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十二月十六日から令和八年一月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学株式会社

二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 東京都中央区日本橋二丁目五番一号

三 所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地一

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	使用の方法	特定期間		
			年	月	日
四七一口 (基)	○・〇五 令和八、九 四、三〇 七、一 断続 三時間 変動なし	工事着手 予定期 工事完成 予定期 使用開始 間隔 時間 一日当た 季節的 動の概要	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考	「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一 第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。				

一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

二 指定納付受託者に納付させる歳入
県有施設における使用料手数料（キャッシュレス決済を利用して納付されるものに
限る。）

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

山口県告示第三百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十二月十六日から令和八年一月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称
住 所
宇部市大字小串一九七八番地の九六
U B E 株式会社

山口県知事 村岡嗣政

村岡嗣政

二
特定施設の種類
名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十四号の化
学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第二十七号の無機化學
工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第三十三号の合成樹
脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第四十一号の香料製造業の用に供する洗
浄施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス
洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガ
ス洗浄施設、同表第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガ
ス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗
浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設、同表第七十四号の特定事業場か
ら排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年
政令第四百三十三号）別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する

施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表
のとおり変更を生じる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No.2 排 水 口		No.1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
	七・二	七・四	通 常	水素イ オ ン濃度 (水素イ オ ン指 数)	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値
			最 大		
ク	ク	ク	九・六	通 常	化学的 酸素 要求 量 (mg /l)
ク	五・六	一〇・九	最 大	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	一七	二〇	最 大	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	一二	一五・九	最 大	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	二五	最 大	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	三	最 大	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	一五・一	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	七	四八	最 大	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	〇・〇六	〇・〇五	通 常	燃 り ん	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	〇・六四	最 大	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	四二・三〇八・九	二八、二二一・八	常	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	四四、五五六	三五、九二三・八	最 大	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)

廃 水 焼 却 設 備		総 合 排 水 処 理 設 備		種 類	
處理後	處理前	處理後	處理前	項目	項目
変更後	変更前	変更後	変更前	通 常	水素イ オ ン濃度 (水素イ オ ン指 数)
ク	ク	ク	七	最 大	水素イ オ ン濃度 (水素イ オ ン指 数)
ク	ク	ク	九・六	通 常	化学的 酸素 要求 量 (mg /l)
ク	五〇	ク	四・五	最 大	化学的 酸素 要求 量 (mg /l)
ク	五〇	ク	二〇	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	一三	最 大	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	二五	通 常	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	三	最 大	浮 遊 物 質 (mg /l)
ク	ク	ク	五・八	通 常	空 素 (mg /l)
ク	ク	ク	三	最 大	空 素 (mg /l)
ク	ク	ク	五・八	通 常	空 素 (mg /l)
ク	ク	ク	二三	最 大	空 素 (mg /l)
ク	ク	ク	一・八	通 常	空 素 (mg /l)
ク	ク	ク	一・八	通 常	污水等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
ク	ク	ク	一・八	通 常	污水等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)

No. 10 排 水 口		No. 7 排 水 口		No. 6 排 水 口		No. 3 排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	七・五	〃	八・三	〃	〃	〃	七・五
〃	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
〃	四・五	〃	三・一	〃	〃	ク	三・五
〃	一〇	ク	ク	ク	ク	ク	八
〃	一三	ク	ク	ク	七	ク	一八
〃	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ク	五・八	ク	ク	ク	〇・六	ク	〇・七
ク	二三	ク	ク	ク	ク	ク	五
ク	〇・二三	ク	〇・〇六	ク	ク	ク	〇・〇五
ク	一・八	ク	ク	ク	〇・二	ク	〇・一八
七七、五一一・四	七七、五一二・四	ク	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	ク	ク	一八、〇〇〇
ク	八五、一三八・六	ク	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	ク	ク	二〇、〇〇〇

山口県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年十二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字貴飯字切キジ四九、一〇二七七の一、一〇一七七の四、一〇七六五の二、字岩ヶ淵七三の一、字歌野一〇二七八の一、一〇七八一、字岩ヶ測一〇二七九の二、一〇二八〇、一〇二八一の一、字水神山一〇二八八の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をことができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

光市大字室積村字上溝町六四三四の一、六四三五・六四三六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字溝町一二〇六五の一、一二〇六六、字鮎返一二〇七四、一二〇七九、一二〇八〇、一二〇八二、字庄出一二七四八、大字塩田字楠一二五三九、一一五四一、一一五四二の一、一一五四五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 光市大字室積村字上溝町六四三四の一（次の図に示す部分に限る。）、六四三五、六四三六の七、字溝町一二〇六五の一・一二〇六六・字鮎返一二〇七四・一二〇八〇・一二〇八一・大字塩田字楠一二五三九・一一五四一・一一五四二の一・一一五四五の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

中村 康三	氏 名
二級建築士	二級建築士の又は 木造建築士の別
第七五八三号	登 録 番 号
令和七、一一、一〇	免 許 取 消 年 月 日

死亡
免許の取消しの理由

山口県知事 村岡嗣政

令和七年十二月十六日

(二二七) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第一百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）



2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

令和七年十二月十六日発行

発行
人所

山山
口口
県県
知事
事務